

令和2年度 第7回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和3年2月18日（木） 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 7番 米田 利秋委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理者
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
6番 米田 隆至委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 0人
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため招集せず。)
- 6 現地調査委員
農業委員 西村 繁委員
推進委員 池本 晃市委員 吉田 和之委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第27号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第28号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第29号 非農地証明申請について
日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第31号 地籍調査事業にかかる地目変更について
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要
○事務局 それでは、第7回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づきまして、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶を頂きます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

会長、よろしく願いをいたします。

○石原会長 それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、14名中13名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第7回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」ですが、1番の松浦修三委員と2番の大森げん委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

日程第1「議案第27号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 それでは、受付順位60番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは失礼いたします。ご説明をさせていただきます。

受付番号60番の航空写真のほうをご覧いただきたいと思えます。申請地につきましては、ちょうど中ほどですけれど、国道9号線を見ていただきたく思えます。それを福知山方面に向かっていただきまして、すぐに大垣の交差点があります。その手前、目標物でございます25-1という土地のあれがありますけれども、コスモ石油スタンドがありまして、その市道を右折してください。それから約20メートル進んでいただきまして、際に農道があります。溝がありまして、沿いまして、約10メートル進んだところがございます、ちょうど譲渡人●●さんの裏ということになります。それから、また譲受けをされます●●

●●●さんの自宅のちょうど裏側ということになります。

譲受人の●●●●さんにつきましては、ちょうど●●さん、今、親子でおられるんですけども、お母さんのほうはもう高齢ということで、それから●●●さんにつきましても1人ということで、これからなかなか耕作ができんということで●●さんとの売買契約が合意に至ったわけでございます。農地法第3条の規定によりまして、有償の移転の申請がございました。

譲受人の●●さんにつきましては、たくさんの農地を所有しておりまして、また、農機具等につきましても、全ての農業に必要なものは当然お持ちでございます。また、地元区長、それから農事部長さん等々の同意書も頂いております。よろしくお願ひします。

また、申請案件の資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題はなく、許可相当と思われまふ。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 61 番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付番号 61 番の説明をさせていただきます。

航空写真ですが、上側が北方向になります。申請地を説明するに当たりましては、目標物ではございませんが、ここに書いてありますとおり、●●建設さんの事務所から南に約 300 メートル、国道 312 号は現在両側みんな田んぼなんですけど、ここは旧道になりまして、両側みんな住宅地でございます。そこが今、申請地ということでございます。この申請地につきましては、ここのご子息が都会に出られておりまして、もうそろそろ高齢でもありということで、もう岩津に帰る予定はないというようなお話がございまして、土地を全部処分したいというお話がありました。そこで、隣の●●●●さんとのお話の中で売買契約が成立したわけですけども、その中に一部、畑があったために今回の申請となっております。よろしくご審議賜りますようお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 60 番及び 61 番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西職務代理者から補足ございますか。

○西職務代理者 失礼します。2月の5日金曜日、事務局2名、それから私、それから推進委員の吉田委員さん、池本委員さん、計5名で現地確認させていただきました。地元委員さんがご説明のとおり、何ら問題はないんじゃないかなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員の皆さんから、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位 60 番についての採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 61 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 2 「議案第 28 号、農地法第 5 条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第 18 条、議事参与の制限の条文に基づきまして、原田委員が受付順位 63 番、64 番及び 65 番の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。変則ではありますけども、先に受付順位 63 番、64 番及び 65 番までを審議したいと思います。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 63 から 65 までの提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。受付番号の 63、64、65 が同じ地区にありますので、説明をしたいと思います。

添付しております 63、64、65 の地図をご覧ください。申請地は、県道浅野山東線を山東市役所より与布土方面へ 300 メートル行き、西へ 100 メートル行った土地でございます。

譲渡人の●●●●●さんは 843 平米、●●●●●さんは 106 平米、●●●●●さんは 117 平米の田を耕作されていましたが、このたび作付できないということで、今回●●●●●●●様の所有権移転となり、建て売り住宅を 4 区画新設して販売したいということでございます。

申請案件審査資料の立地条件及び一般基準ともに何の問題もございません。農用外地域

で周辺の田と地主さん及び区長さんも水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなくこの案件は許可相当であると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 63 から 65 までについての提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西職務代理者から補足説明をお願いします。

○西職務代理者 失礼します。先ほど、地元委員のご説明がありましたように、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

○石原会長 地元以外の農業委員の方から、ご意見なりご質問はございますか。

ないようですので、受付順位 63 番について、まず採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成によりまして、本件は承認されました。

続きまして、64 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 65 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、原田委員、お帰りください。

それでは、審議を続けます。

受付順位 62 番、66 番及び 67 番を事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位 62 番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

航空写真及び申請案件資料 62 番をご覧ください。農地法第 5 条 1 項の規定による申請となります。申請地は和田山町高田区となります。高田区は、国道 9 号線側の糸井橋手前から J R 養父駅に通じる旧道沿いの集落で、ちょうど養父市との境に位置をしております。申請地は、この高田区の中央よりの円山川側となっております。航空写真でもお分かりの

ように、集落の建物立地の特性としまして、旧道を挟んで両側にいわゆるウナギの寝床のように間口が狭く、奥に3棟、4棟と建て増しをした家屋がぎっしりと林立しております。

したがって、ふだんの生活では、それぞれ民家の裏側から車や農機具の出し入れを行っており、旧道と並行して走る民家裏側の里道が生活道路として機能しております。今回、申請地におきましても、民家裏側の里道、長年、生活道路として利用されておりましたが、その一部が地主了承の下に利用されてきた私有地でありました。ところが、その私有地に近年、所有者が家を建てられ、里道としての通行や利用が難しくなりました。そこで、今回の申請者である譲受人が、自宅裏側にあります大きめの農道から居宅までの出入りを容易にするための生活進入路を設けたいということで申請に至りました。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明、さらに事業計画もしっかりしております。また、地元区長、農事部長及び土地改良区の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 66 番及び 67 番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。受付順位 66、67 番の説明をいたします。

航空写真をご覧ください。1月29日の日、17時頃から代理人の行政書士の●●さんから、現地で説明を受けました。農地の位置でございますが、前回、1月の総会の際に迫間地区の3条申請が出ていたと思うんですけども、その辺り周辺です。県道277号の溝黒竹田線を溝黒方面に上がっていきますと、迫間峠にかかります。迫間峠の少し下ったところに前回もお話ししました、奥野倉庫っていう白い建物の倉庫がございます。その向かい側がちょうど市道になっておりまして、そこを道なりにどンドンどンドン上がっていきまして最終のところ、迫間地区の頂上部が大林地区になります。ここはほとんど人が住んでおられません。市道の突き当たりのアコバスがあります停留所の周辺が、今回の該当農地になります。

譲受人について説明いたしますと、●●さんは平成29年7月にこの辺りの古民家及び土地を購入されまして、現在に至っております。空き家、農地を購入後は、造園業の頃の重機等を使用して、荒れ放題でありました農地を復元されてこられました。今回の空き家の改造も宿泊型の古民家となっております。残り、造成、リフォームを重ねて、完成が近づくので、来客者用の駐車場及び従業員用の駐車場を造るために、このたび申請されまし

た。また、景観保持のために荒れ地でなっておりましたところに、果樹を植える予定でもあるというようにお伺いしております。

続いて、譲渡人についてですが、66番の●●さんは、既にここから立ち退いて神奈川のほうに出ておられます。親から相続を受けて、そのままになっておりまして、荒れ放題の原野状態でございます。もう1人の67番の●●さんは、ここの迫間の生まれなんですけど、お父さんの代から大林が大変不便なところだということで、一品のほうに転出されました。

以上のようなところで、●●さんからのいろいろと提案がございまして、このたびの合意となっております。審議資料にありますように、立地基準、ここは中山間に存在する生産性の低い第2種農地になっております。一般の基準についても特に問題なく、近隣住民、区長、農事部長の同意も頂いております。特に問題ないと考えておりますが、審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 62番、66番及び67番の提案理由の説明を頂きました。

現地調査委員の西職務代理者から補足説明ありますか。

○西職務代理者 失礼します。先ほど来、地元委員さんが詳しく説明されたとおりで、何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

○石原会長 地元以外の農業委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは、62番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 66番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 67番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第29号、非農地証明の申請について」を上程いたします。
事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位 68 番について、提案理由の説明を地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

航空写真の 68 番をご覧ください。農地法第2条第1項による非農地証明の申請案件となります。申請地は和田山町高田区となります。具体的に申しますと、JR和田山駅前の県道を北に進み、本町にあります和田山郵便局から、さらに300メートルほど進んだところを右折した県道と山陰本線の間位置します。少し見にくいわけですが、申請地前の道路を挟んで左側にあります地番 68-1、ここが申請者の所有する住宅で、今回の申請地は当人がプレハブ車庫として造成、設置し、長年利用してきた経緯があります。また、申請者は退職後、神戸市に新居を構え、そちらを生活の拠点としており、今回、所有地の住宅及び車庫を手放すに当たって、農地の違反転用に気づき申請となりました。

転用時期につきましては、市役所の租税賦課の変更から平成11年と確認し、20年を経しております。また、本人の反省及び始末書も添付されており、現状からして何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位 69 番について、提案理由の説明を地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 失礼します。それでは、受付順位 69 番の説明をさせていただきます。

航空写真のほうをご覧ください。ちょうどこれも分かりにくいんですけども、申請地につきましては、国道9号線をずっと福知山方面に進んでいただきます。すると、山東町の野間地区を越えまして、目標物、左側に緑化センターの案内板がございます。その道を左折していただきまして、県道山東大江線、63号を約2.5キロの距離を道なりに進んでいただきまして、県道金浦和田山線の273号線と交わる箇所がちょうどその該当する箇所になります。それから、交わりましたところから、左折していただきまして約150メートル進んだ左側の申請地でございます。ちょうどこれ、生前お父さんが畑を耕作されていたということでございますけれども、亡くなられてまして、ちょうど娘さん、●●さんが相続をされたわけでございますけれども、遠方に住居を構えておられまして、なかなかそういう手当てができておりません。そして、平成10年の4月頃からもう既に耕作する

こともなく原野化して、今現在に至っておるわけでございます。ということで、耕作放棄をしていたということで、顛末書も頂いております。非農地証明の案件につきまして、いろいろと確認をいたしましたところ、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしく願います。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 68 番及び 69 番について、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西職務代理者から補足説明はありますか。

○西職務代理者 失礼します。地元委員さんがご説明のとおり、許可相当と思っております。よろしく願います。

○石原会長 地元以外の農業委員の方から、ご意見なり、ご質問はございますか。

ないようですので、受付順位 68 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、69 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第 4 「議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

7 ページをご覧いただきたいと思っております。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1 番として、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。利用権を設定する農用地として、田が 28,081 平方メートル、15 筆、畑が 1,473 平方メートル、2 筆、合計として 29,554 平方メートル、17 筆となっております。

続きまして、利用権の設定を受ける戸数として 4 戸、利用権を設定する戸数として 11 戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が17筆、29,554平方メートル、賃貸借権が0筆となっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、R5年3月31日までのものが2筆、1,526平方メートル、R7年3月31日までのものが4筆、5,851平方メートル、R8年3月31日までのものが11筆、22,177平方メートルとなっております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。8ページには利用権の設定を受けられる方、耕作者の情報を記載しております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページには利用権を設定される方、所有者の情報を記載しております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページには利用権の設定を受けられる方と設定される方の貸借地の所在地等の一覧表を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ただいま担当課からの説明がございました。

農業委員の皆さんからのご質問なりご意見がございましたか。ないですか。

特にないようですので、議案第30号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成で、本件は賛成と決定されました。

続きまして、日程第5「議案第31号、地籍調査事業に係る地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 それでは、ここで本日議場に置いております第7回朝来市農業委員会総会資料のほうをご覧ください。

1枚目をめくったところがございます。議案第31号、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、別紙のとおり照会があったため、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき当委員会の意見を求める。令和3年2月18日。朝来市農業委員会会長、石原武美。

○石原会長 議案第31号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 〈議案説明〉

○石原会長 今、事務局から説明がございました。

それぞれ委員の方は地籍課との協議、ご苦労さまでございました。先ほど説明されました内容につきまして、この案件、質問なりご意見等がございますか。

米田委員。

○米田（利）委員 299 番ですけれど、携帯電話の設置ですけれども、この関係につきましては、以前から公共性があるということで、特に農業委員会では許可相当というような審議をせずに報告のみに終わっていたと思っておりますので、その辺もう一回調べていただいて、公共性の高いものにつきましては農業委員会素通りで確認されていったということ、ちょっと記憶にありますので、この案件につきましても雑種地だろうとそれはいいんですけれども、ちょっと該当せぬのと違うかなということも思いましたので、もう一度調べていただきたいと思います。以上です。

○石原会長 事務局。

○事務局 今、米田委員さん言われましたように、携帯電話の基地局につきましては、届出だけで設置が認められるということとなっております。そのため、届出されて設置を實際されておるんですけど、この地籍調査事業に係ります地目の変更につきましては、農地のままでということとさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○米田（利）委員 分かりました。

○石原会長 米田委員、よろしいですか。

○米田（利）委員 はい。

○石原会長 そのほかございますか。

大田垣委員。

○大田垣委員 知識がないのでお伺いしますが、今回の非農地申請が駄目やということですか。それは、後は個々に申請を上げて行って非農地証明をするということになるんでしょうか。

○石原会長 事務局、答弁してください。

○事務局 それぞれのケースによって違いますが、例えばこの 452 番、これ墓地ですけど違反転用案件でございますので、事情なり経緯なり調査しまして、違反転用案件の処理案件として進めていかなければならないと思います。例えば隣の 446 番につきましては、こ

ちらについては農振農用地の外縁部に位置する必要な農振地域の土地であるということで、これ農振農用地指定されておりますけど、こちらにつきましても県なりと協議いたしまして、もし農振農用地除外申請とかそういったことで対応すべきものであるものであるならば、まずは農振農用地から除外され、それから非農地申請ですか、そういったことをしていただくことになって、それぞれの事情によって対応等は変わってくるわけなんですけど、今回は 580 筆、地籍調査事業で地目変更の照会がございましたので、その分のうち 22 筆につきましては地籍調査事業での地目変更は認められないのではないかとということで、今回上程のほうをさせていただいておる次第でございます。以上でございます。

○石原会長 どうぞ。

○大田垣委員 いえいえ、それはいいんですが、じゃあこれはこのままで、このままずっとこの状態でいくのでしょうか。せつかくこの機会ですから。

○事務局 地籍調査事業では面積の確定、境界の確定と地目の変更ということで事業のほうをなされるわけなんですけど、今回につきましては、この 22 筆については地目の変更は行わずに、面積確定とか、境界確定とか、そういったことだけで事業のほうを進んでいって、地目の変更は取りあえずはなされないということで行くということでございます。

○大田垣委員 地目変更は、今言うこの地籍調査では変更できないということですよ。それで、これ今、この現況が把握されたわけですね、この地籍によって。じゃあ、今後この人たちはどういうふうにされるんですか。このままで延々とこのままの格好でいくのかどうか。この際、この方の、個人の方の持ち物であれば、その方が申請されてという格好になるんですよ、当然。それは今言うように、誰もそういったことをしなさいよとも言わないし、本人が申し出なければこのまま、また延々と続くんですよ、これから先も、ということですね。

○石原会長 これは結局、地籍課で調べたら、田んぼのところに例えば家が建てられてます、これは宅地じゃないんですか、どうですかって聞いたら、いや、ここは農地ですから、そんなの建てたらここは農地ですから駄目ですよということの答えであって、実質はここがそういうものがあつた場合に、追認申請、非農地証明を取る手続きをするということですね。

○事務局 はい。

○石原会長 そういうことです。それから、それを極端に言うと、そういうことの指導をするのは農業委員会の委員である我々のほうでやる。

今日はこれがどうですかっていうことに対しては、いや、農地ですという答えを出すのかというのを相談することですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その後のことは、農業委員会、それぞれの地区でみんなが考えていかなあかんことというふうにちょっと思いますけど。そういうふうに理解したらいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

皆さん、ほかにございますか。

○事務局 今、会長言っていただきましたとおりでございますが、今回、この地籍調査事業に係ります疑義の照会につきましては、農地であるか農地でないかとの判断を農業委員会に求められておりますので、そのための今回の上程議案でございまして、それ以上のことは今回この場では判断していただくことではないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○米田（利）委員 それから、今、農地法の規定の範囲内で認めているけど、実際に言うなら、これ見られたら、実態が 50 年もたってね、実態と合ってるんかということもありますし、これから残していく農地をどうしていくのか、それから山間地であつたらいろいろと、50 年前には子供に引き継がなということ、農地を少しでも大きくして将来を見てくれたんですけど、もうそれが今の実態には合っていないけん。じゃあ、朝来市の農業委員会としてはどういう具申をしていくんやと、どういうことを言っていくんやと、そういうことはこれから皆さん課題として受け止めて、少しでもこういった処理ができるのであれば、今後一部の改正によって、例えば墓地がなつたり、あと 1 平米の許可が下りたりといろいろと変わってきておりますので、その辺は、これから新しいそういったことを目指すんでありましたら、そういったことも提案をしていって、それが決まりましたら、今のこういった実態を解決することもできるということでございますので、もう永遠と駄目やということではないと思ひております。以上です。

○石原会長 先ほどから米田委員に言われましたとおりで、全くそのとおりでございますので、そういうものを常に我々は自分の地域を見ながら、やっぱりそういうことの助言をしていったり、そういうことは必要だと思ひます。ただ、私、個人的なことを言わせてもらいますけれども、ただ農地を守るのが農業委員と違ふと思ひます。やっぱり有効活用を図れるようなことを考えることも一つの方法でございますので、農振農用地から外してこうするべきのほうがいいというようなことは、やっぱり地区と相談した上で答えを出していくことが必要だと、私は思ひてます。

そのほか、ございますか。

特に、あとないようですので、それでは、議案 31 号について採決を採らせていただきます。

地目認定につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 本件は決定といたします。全員賛成でした。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

次に、事務局から報告事項がありましたらお願いします。

○事務局 <報 告>

○石原会長 それでは、本日の第 7 回朝来市農業委員会総会をこれで終了したいと思います。西職務代理人、よろしくをお願いします。

○西職務代理人 <閉会挨拶>

(午後 2 時 30 分終了)